

北区男女共同参画行動計画

第6次アゼリアプラン

事業実績報告書

【令和4年度】

令和5年11月

東京都北区

目次

第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 第6次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要.....	2
（1）計画の性格.....	3
（2）計画の進捗評価.....	3
（3）計画がめざす目標.....	4
（4）計画の体系.....	5
2. 第6次アゼリアプラン 令和4年度事業の重点取組.....	7
3. 評価の進め方.....	8

第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組

1. 第6次アゼリアプラン 令和4年度事業の進捗評価	
（1）北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価.....	14
（2）課題別評価.....	17
（3）課題ごとの数値目標一覧.....	20
（4）個別事業一覧.....	21
（5）男女共同参画配慮度チェック.....	41
2. 今後の取組	
（1）第6次アゼリアプラン策定の経緯.....	55
（2）第6次アゼリアプラン 令和6年度事業の重点取組.....	56

第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

1. 令和4年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況.....	57
2. 令和4年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況.....	57

■参考資料■

・東京都北区男女共同参画条例.....	58
---------------------	----

第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 第6次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

- (1) 計画の性格
- (2) 計画の進捗評価
- (3) 計画がめざす目標
- (4) 計画の体系

2. 第6次アゼリアプラン 令和4年度事業の重点取組

3. 評価の進め方

1. 第6次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、令和2年3月に第6次アゼリアプラン（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

このアゼリアプランの実効性を高めるために計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

（7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

(1) 計画の性格

- ①この計画は、令和2年度から令和6年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第6次アゼリアプラン)です。
- ②この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- ③この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- ④この計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「北区基本構想」を実現するための「北区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定したものです。
- ⑤この計画は、国の「男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進計画」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- ⑥この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- ⑦この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。
- ⑧この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。

(2) 計画の進捗評価

この計画は、毎年、多様性社会推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

(3) 計画がめざす目標

この計画では、条例の基本理念に基づき、4つの地域社会の姿を目標としてイメージし、その実現をめざして男女共同参画を推進します。

①人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会

②ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会

③あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会

④男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

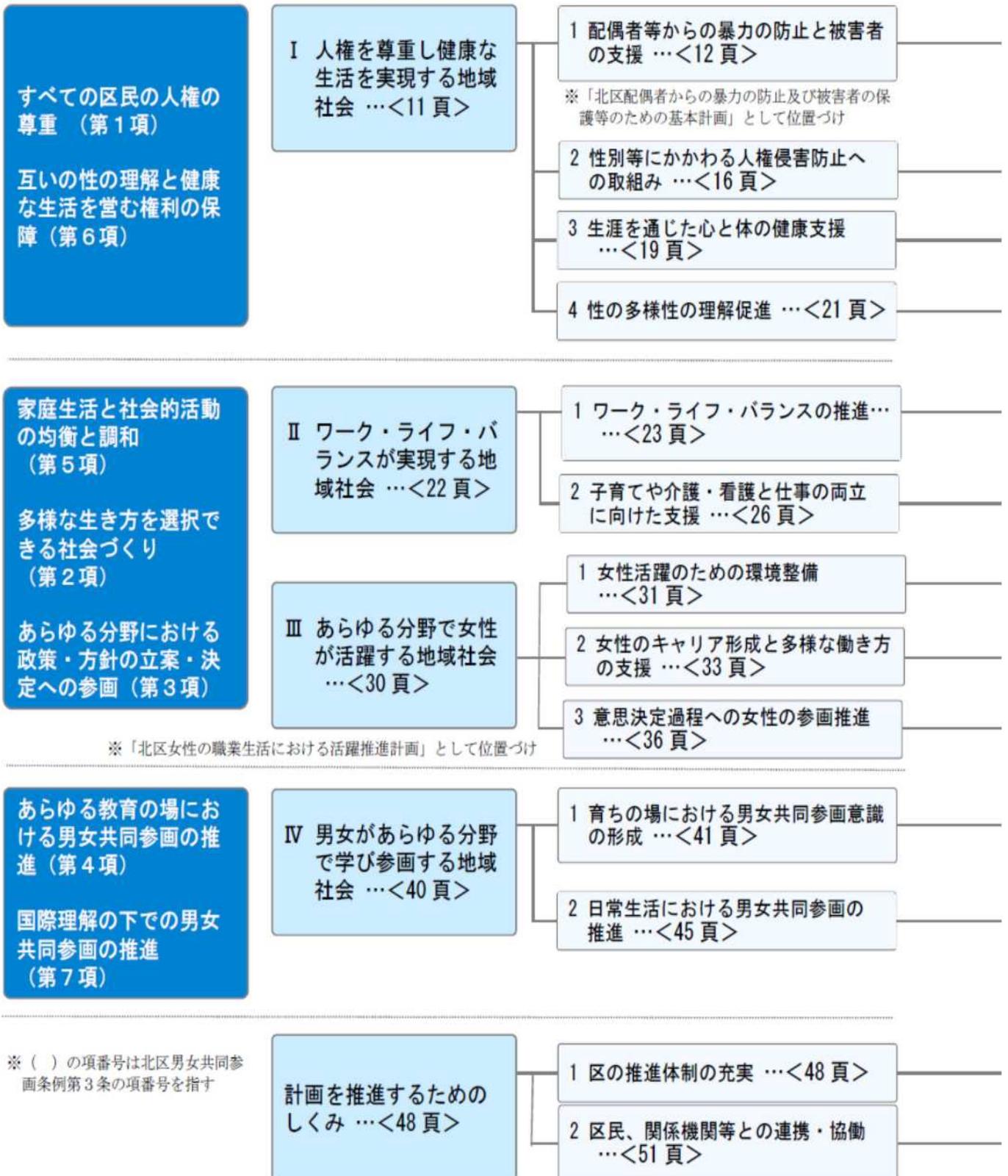
男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

(4) 計画の体系

[男女共同参画条例の基本理念(第3条)]

[目 標]

[課 題]



[施策の方向]

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 配偶者等からの暴力の未然防止 | ② 配偶者等からの暴力の早期発見の推進 |
| ③ 相談体制の充実 | ④ 被害者支援の充実 |

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み | ② 虐待防止への取組み |
| ③ 人権意識の向上 | |

- | |
|---|
| ① 性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ） |
| ② 健康づくりへの支援 |

- | |
|--------------|
| ① 性の多様性の理解促進 |
|--------------|

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 企業等への働きかけと支援 | ② ワーク・ライフ・バランスへの理解促進 |
| ③ 男性の働き方に対する意識改革 | ④ 治療と仕事の両立支援 |

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ① 子育て支援の充実 | ② 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 |
| ③ 介護・看護をサポートするしくみづくり | |

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 女性活躍推進法に基づく協議会の運営 | ② 女性活躍を阻害するハラスメントの防止 |
| ③ 男女がともに担う家庭生活 | |

- | | |
|----------------|--------------|
| ① キャリア形成のための支援 | ② 多様な働き方への支援 |
| ③ 起業家・自営業者への支援 | |

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 多様な分野への女性の参画推進 | ② 女性のリーダー育成・登用支援 |
|------------------|------------------|

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 学校教育等における男女共同参画意識の形成 | ② 家庭における男女共同参画意識の形成 |
| ③ 地域における男女共同参画意識の形成 | |

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 男女がともに自立し生活するための支援 | ② 男女双方の視点に配慮した防災対策の充実 |
| ③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大 | |

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ① 職員の意識啓発 | ② 計画の進捗管理 |
| ③ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実 | |

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 区民、地域団体等との連携 | ② 企業・産業団体等との連携 |
| ③ 大学との連携 | |

2. 第6次アゼリアプラン 令和4年度事業の重点取組

目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題	取組	内容
1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	相談事業の充実	こころと生き方・DV相談、女性のための法律相談、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。
2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3 生涯を通じた心と体の健康支援	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。
4 性の多様性の理解促進	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	パートナーシップ宣誓制度の開始にあわせて、区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、区職員に対する研修等を行います。

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

課題	取組	内容
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座やパンフレット、情報誌等により、情報提供を行います。
2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭等の困難を抱える家庭へ各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。

目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

課題	取組	内容
1 女性活躍のための環境整備	職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する意識の向上を図るため、講座やパンフレット・情報誌等による啓発を行います。また、区職員に対する研修を行います。
2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	再就職のための支援	再就職のために必要な知識・情報を提供する講座等を関係機関と連携して実施します。
3 意思決定過程への女性の参画推進	町会・自治会等地域社会における女性リーダーの育成支援	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座やパンフレット・情報誌等による情報提供により、意識啓発を行います。

目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題	取組	内容
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	小・中学校、幼稚園、認定子ども園、保育園での意識啓発	保育園をはじめとする学校教育現場における人権や男女共同参画についての意識啓発に努めます。
2 日常生活における男女共同参画の推進	女性参画の促進と女性防災人材の育成	男女双方の視点に配慮した防災対策を策定するとともに、男女共同参画の視点を活かした防災セミナーを実施し、女性防災人材の育成を進めます。

計画を推進するためのしくみ

課題	取組	内容
1 区の推進体制の充実	幅広い区民参加の推進	多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、各種事業を効果的に実施します。
2 区民・関係機関等との連携・協働	関係機関、地域団体、NPO等との連携	北区男女共同参画推進ネットワークやスペースゆう登録団体等との連携を強化し、関係機関、地域団体、NPO等の地域団体との協働事業を通じて、男女共同参画の取組みを推進します。

3. 評価の進め方

北区男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」は、計画の進捗状況を把握するとともに、施策の見直しや改善を進めるために、毎年度評価を行います。

評価は事業・課題・目標の各段階において、所管課・多様性社会推進課・北区男女共同参画審議会が行いました。（下表のとおり）

評価単位	評価方法	評価者	ページ
目標	【目標は達成されたか】 課題単位の評価をもとに総合評価 及び全体総括を行う	④男女共同参画審議会	14~16
課題	【課題は解決されたか】 各事業の評価をもとに 総合評価を行う	③多様性社会推進課	17~19
事業	【事業は進んだか】 指標・配慮度をもとに各事業を 評価する。（一部ヒアリング実施）	②各所管課及び 多様性社会推進課	21~35
配慮度チェック	男女共同参画への配慮度評価	①各所管課	36~48

- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 多様性社会推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、各課にて男女共同参画の視点から評価を行います。多様性社会推進課は、各課に必要な応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 多様性社会推進課では、事業単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告しました。

男女共同参画に対する配慮度チェックリスト

取り組み _____
 事業名 _____
 課 名 _____

項目番号	項目内容	チェック
1	事業の企画・立案・実施にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。 (例) 女性（男性）の多い実行委員会形式のイベント開催において、男性（女性）の実行委員の意見をもとに、平日会社などに勤めている男性（女性）の参加を促すためにイベントを休みの日に開催した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。 (例) 男性向けの講座を保育付きで実施した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。 (例) イベントの開催にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすいよう開催日・時間・保育サービス等に配慮した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。 (例) 家事・育児をするイラストは男女両方を描くようにした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>

企画・立案段階

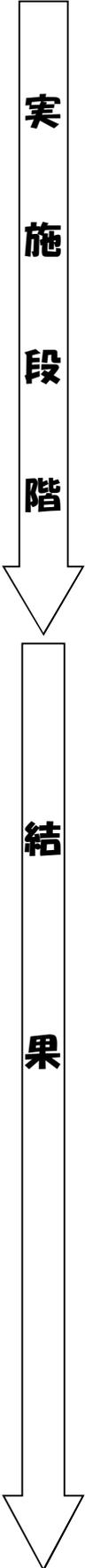
実施段階

項目番号	項目内容	チェック
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。 (例) 子育ての講座を開催する際、母親だけではなく父親も対象であることを口頭・チラシ等で明確にした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要があった場合、事業を実施する者の性別に配慮した。 (例) 健康相談において、女性の相談を受ける際に女性の相談員が応じられるように体勢を整えた。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。 (例) 職業能力開発の講座を開催したが、男性向けの内容が多かったため、別途女性向けの講座も開催した。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由> (事業の対象が片方の性の場合) 限定する理由・根拠 ※理由が法的な根拠や身体的特徴(例:妊娠・出産)による場合→非該当にチェック	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。 (例) 健康相談の件数、助成制度の利用者、講座の参加者アンケート <男女別に把握したデータ> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。 (例) ワークショップにてグループリーダーを選出する際、女性も選出されるよう働きかけをした。 <取組み具体例・そのほか配慮した点> <できなかった点・できなかった理由>	できた <input type="checkbox"/>
		できなかった <input type="checkbox"/>
		非該当 <input type="checkbox"/>
配慮した項目の数		<input type="text"/>

実施段階

結

果



【評価】

男女共同参画に配慮した項目の割合 配慮した数÷(9-非該当数)	男女共同参画配慮度への評価
2/3超	十分に配慮した
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした
1/3以下	配慮が不十分だった

<事業単位の評価方法>

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものである。評価は取組に対応する各事業ごとに行う。

- ①各課の事業についての評価は1表、多様性社会推進課の事業についての評価は2表を使用する。
- ②各事業についての評価項目の状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定する。

評価方法 ①A～Cの配点＝ A（十分等）25点、B（要工夫等）13点、C（不十分等）0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります

（評価項目が4項目の場合） 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

（評価項目が3項目の場合） 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮	<input type="checkbox"/>	ある程度配慮	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
小計		点		点		点
合計						点



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、事業を予定していたが中止となった、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：多様性社会推進課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映	<input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ	<input type="checkbox"/>	把握していない	<input type="checkbox"/>
小計		点		点		点
合計						点



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、事業を予定していたが中止となった、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

〈課題単位の評価方法〉

各課題ごとに、事業単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものである。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定する。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とする。

【計算方法】

A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。

(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評価段階	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している。	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている。	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である。	60ポイント未満

〈目標の評価方法〉

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うとともに全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組

1. 第6次アゼリアプラン 令和4年度事業の進捗評価

- (1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価
- (2) 課題別評価
- (3) 課題ごとの数値目標一覧
- (4) 個別事業一覧
- (5) 男女共同参画配慮度チェック

2. 今後の取組

- (1) 第6次アゼリアプラン 令和5年度事業の重点取組
- (2) 第6次アゼリアプラン 令和6年度事業の重点取組

1. 第6次アゼリアプラン 令和4年度事業の進捗評価

(1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」
配偶者等からの暴力防止や被害者支援に関わる関係機関が連携して相談業務や意識啓発に取り組むなど、おおむね進捗している。
- ・「課題2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み」
人権侵害防止に関わる関係機関が連携して、虐待などの人権侵害防止に向けた取組みを進めている。また、多様性を尊重した人権に関わる意識啓発にも努めるなど、おおむね進捗している。
- ・「課題3 生涯を通じた心と体の健康支援」
各種健診や相談業務、啓発事業により妊娠・出産期にかかわる支援、健康づくりへの支援、相互の性を尊重した健康づくりの推進を図るなど、おおむね進捗している。
- ・「課題4 性の多様性の理解促進」
区民に対する講座の実施など、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT 等）の理解につながる施策を進めているなど、おおむね進捗している。

目標2 ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進」
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度は令和4年度をもって終了しているが、ワークライフバランスに関する講座の実施や情報提供については、おおむね進捗している。なお、アドバイザー派遣事業は、これまでの実績を踏まえ、今後の事業のあり方について検討が必要である。

・「課題2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」

多様な保育サービスの提供、子育て家庭への支援、子どもの貧困対策に向けた事業の実施など、おおむね進捗している。引き続き、区民ニーズを捉えた柔軟なサービス提供に努めてもらいたい。

目標3 あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取組みが求められる。

・「課題1 女性活躍のための環境整備」

各種ハラスメントについて、使用者及び労働者に対する講座を実施しており、おおむね進捗している。

・「課題2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」

「女性の活躍推進応援塾」と称して、キャリア形成や再就職支援などの各種講座を実施しており、おおむね進捗している。

・「課題3 意思決定過程への女性の参画推進」

政治分野や町会・自治会などで女性リーダーの育成や参画が依然として進捗していないため、引き続き、意識啓発に努めてもらいたい。

目標4 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取組みが求められる。

・「課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成」

小・中学校での意識啓発のための取組みの実施や、固定的役割分担にとらわれないキャリア教育の実施など、おおむね進捗している。今後は、子どもに関わる地域団体への啓発など、地域における事業実施に努めてもらいたい。

・「課題2 日常生活における男女共同参画の推進」

防災への取組みについては、男女双方の視点からの対策が重要であることから、それを踏まえた講座のさらなる実施に努めてもらいたい

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密に連携し、総合的かつ効果的に施策を展開します。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

・「課題1 区の推進体制の充実」

職員研修の実施や計画の進捗管理を定期的に行うなど、取り組みは着実に進んでいる。また、審議会等の女性委員の割合の目標値達成に向けて「審議会等委員構成の方針」を全庁あてに通知するなどの取り組みを行っており、今後、さらなる取り組みの推進を求める。

・「課題2 区民、関係機関等との連携・協働」

大学をはじめとする関係団体と協働で事業を実施するなど、おおむね進捗している。

(2) 課題別評価

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

【課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

相談事業や啓発講座の実施にあたっては、情報を必要としている人に必要な情報が届くよう、引き続き、周知方法を工夫する必要がある。

【課題2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

関係機関との連携をさらに強化し、人権侵害の対象となりやすい高齢者・障害者・若年層に対する虐待やハラスメント等の人権侵害防止に向けた取組みを推進していく必要がある。特に、若年層に対しては、人権侵害の一つである性被害防止のための啓発事業の実施や相談窓口の周知などの継続した取組みが重要である。

【課題3 生涯を通じた心と体の健康支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

性と生殖に関する健康では、本人の意思が尊重され、自分らしく生きる権利が守られなければならないことから、引き続き、相談事業の充実や情報の発信に取り組む必要がある。

【課題4 性の多様性の理解促進】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

性の多様性の正しい知識と理解を得るための意識啓発・情報提供を進めるため、今後も区民向け講座の実施やパンフレット等の内容を適宜見直し、周知啓発に努める必要がある。

目標2 ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

【課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

ワーク・ライフ・バランスに関する講座の実施や情報提供については、引き続き取り組んでいく必要がある。なお、アドバイザー派遣事業については、これまでの実績を踏まえ、今後のあり方について検討する必要がある。

【課題2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

新型コロナウイルス感染症により中止していた事業を再開し、子育て支援のさらなる充実を図る必要がある。

目標3 あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会をめざします。

【課題1 女性活躍のための環境整備】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

各種ハラスメントの防止のため、引き続き、講座やパンフレット等による啓発に努める必要がある。

【課題2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

女性がそれぞれのライフステージに合わせて、自分らしく仕事ができるよう、引き続き、女性に対する多様な働き方への支援を進めていく必要がある。

【課題3 意思決定過程への女性の参画推進】 課題単位評価 B+

○ 今後の課題

庁内審議会等での女性委員登用の数値目標を達成するため、引き続き、女性が意思決定過程に参加できる環境づくりを促進する必要がある。

目標4 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

【課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

若い世代の男女共同参画に関する意識を形成するため、引き続き、小・中学校、幼稚園・保育園などでの男女共同参画意識の啓発、学校教育等での固定的性別役割分担にとらわれない職業教育や発達段階に応じた性に関する教育を推進する必要がある。

【課題2 日常生活における男女共同参画の推進】 課題単位評価 B-

○ 今後の課題

男女共同参画に関する啓発や情報提供については、継続した取組みが重要であるため、引き続き、啓発や情報提供に努めてもらいたい。また、防災計画策定の際は、策定委員の男女構成比に十分配慮するなど、男女双方の視点に配慮する必要がある。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密に連携し、総合的かつ効果的に施策を展開します。

【課題1 区の推進体制の充実】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

区民ニーズに応じた講座等の企画・実施も重要ではあるが、講座等の開催に関する広報の方法については、今後、さらなる工夫が必要である。また、「スペースゆう」の認知度向上のため、北区ニュースや北区ホームページ等の情報媒体を活用してPRをするなど、引き続き、取組みが必要である。

【課題2 区民、関係機関等との連携・協働】 課題単位評価 A

○ 今後の課題

区民企画協働事業については、さまざまな団体から応募してもらえるよう、周知方法を工夫していく必要がある。

(3) 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	現状値 (平成30年度)	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	計画期間 の 目標値	
1	1	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	12.1%	—	—	—	—	—	40%
	2	性別等にかかわる人権侵害防止への取り組み	職場・学校・地域で、自分または周囲の方がハラスメント被害を受けていない割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	53.9%	—	—	—	—	—	65%
	3	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	男性91.0% 女性82.7%	—	—	—	—	—	男女とも100%に近づける
	4	性の多様性の理解促進	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）のことを自分（自身）や（知人と）自分に関わりのある問題として考えたりした人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	9.6%	—	—	—	—	—	20%
2	1	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組をしている事業者の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	77.3%	—	—	—	—	—	77.3%
	2	子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	保育サービス（保育所、認証保育所、家庭福祉員等）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2020）	平成31年 4月 9,060人	令和2年 4月 9,365人	令和3年 4月 9,710人	令和4年 4月 9,896人	令和5年 4月 9,650人	—	令和6年 4月 9,739人
3	1	女性活躍のための環境整備	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	66.0%	—	—	—	—	—	80%
	2	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	望ましい女性の働き方について、結婚・出産に関わらず、ずっと仕事をしようと思う人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	24.5%	—	—	—	—	—	30%
	3	意思決定過程への女性の活躍の推進	審議会等の女性委員の割合（東京都区市町村男女平等参画施策推進状況調査）	平成31年 4月 26.3%	令和2年 4月 27.7%	令和3年 4月 27.0%	令和4年 4月 26.7%	令和5年 4月 27.3%	—	令和6年 4月 40%
4	1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	10.6%	—	—	—	—	—	10.6%
	2	日常生活における男女共同参画の推進	北区男女共同参画条例、スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	条例 13.8% スペースゆう 18.3%	—	—	—	—	—	条例 50% スペース ゆう 50%

(4) 個別事業一覧

※太枠は、令和4年度（2022年度）重点取組

【各欄の見方】

番 事 号 業	事業名	事業実績	配慮度 対象事業	事業単位 評価	事業単位 評価 (前年度)	担当課
1	若年層に向けた啓発		○	A	A	多様性社会推進課
2	DV防止啓発講座		○	A	A	多様性社会推進課
3	配偶者からの暴力防止連絡協議会		○	A	A	多様性社会推進課
4	パンフレットや情報誌による啓発		○	A	A	多様性社会推進課

↑
①

↑
②

↑
③

↑
④

↑
⑤

↑
⑥

↑
⑦

①	事業番号	事業番号を付番しています。（1～227）
②	事業名	事業名を記載しています。
③	事業実績	事業に対する令和4年度の実績を記載しています。 （再掲事業も本掲事業と同様に記載しています。）
④	配慮度対象事業	配慮度対象事業は「○」、配慮度対象外事業は「－」です。 （配慮度については、41ページを参照）
⑤	事業単位評価	事業に対する進捗状況に対して評価を行うものです。 （評価方法については、9ページを参照）
⑥	事業単位評価（前年度）	令和4年度の評価を記載しています。
⑦	担当課	令和5年度事業を担当している担当課を記載しています。

※ ⑤の事業単位評価については、「A」「B」「C」「D」の評価を行います。
なお、評価不能及び評価対象外の事業は「－」で表記しています。
（評価方法については、9ページを参照）

第6次アゼリアプラン令和4年度個別事業実績一覧

※太枠は、令和4年度(2022年度)重点取組

目標	課題	施策の方向	取組(網掛け=重点)	事業番号	事業名(網掛け=重点)	事業実績	配慮度 対象事業	評価	前年度	担当課		
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	配偶者等からの暴力の未然防止	1 配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	1	若年層に向けた啓発(再掲26)	出前講座「デートDVについて」を中学校4校で実施。参加者459名。デートDV理解促進リーフレットを区内中学校・高校に配布。東京成徳大学の学園祭にブースを出展し、女性に対する暴力防止やデートDVの被害防止の啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課		
				2	DV防止啓発講座	DV理解基礎講座 「女性への暴力をなくすために～わたしたち一人ひとりにできること～」を実施。参加者12名	○	A	A	多様性社会推進課		
				3	配偶者からの暴力防止連絡協議会(再掲7)	「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。 (令和4年5月、6月)	○	A	A	多様性社会推進課		
				4	パンフレットや情報誌による啓発(再掲5)	北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置している。また、北区コミュニティバス1台に「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。 スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第56号ではコロナ禍で見えてきたDVについて特集した。	○	A	A	多様性社会推進課		
		2 ストーカー行為被害防止に関する啓発	5	パンフレットや情報誌による啓発	5	パンフレットや情報誌による啓発	北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置している。また、北区コミュニティバス1台に「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。 スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第56号ではコロナ禍で見えてきたDVについて特集した。	○	A	A	多様性社会推進課	
												6
		3 関係機関との連携強化	3	関係機関との連携強化	7	配偶者からの暴力防止連絡協議会	「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。 (令和4年5月、6月)	○	A	A	多様性社会推進課	
												4
		5 相談事業の充実	相談体制の充実	相談体制の充実	5	9	こころと生き方・DV相談	問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、相談員が問題解決に向けての支援等を行った。相談件数 延べ684件(うち男性相談45件)。	○	A	A	多様性社会推進課
						10	女性のための法律相談	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数58件	-	-	-	多様性社会推進課
						11	相談担当者に対する研修等の情報提供	相談担当者に対して、東京ウィメンズプラザ等で実施する研修等について情報提供を行い、研修に参加した。	○	A	B	多様性社会推進課
						12	母子・父子、婦人相談	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数 997名	○	A	A	生活福祉課
						13	教育相談事業	臨床心理士や教員経験者の教育相談員12名を配置し、いじめ、不登校、その他教育全般に関する相談に対応している。相談件数、延べ2,271件	○	A	A	教育総合相談センター
		6	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	14	配偶者暴力相談支援センターの運営の充実	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、「配偶者暴力相談支援センター」の運営の充実に努めた。	○	A	A	多様性社会推進課		

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	被害者支援の充実	7 安全確保のための支援体制の充実	15	母子緊急一時保護事業	一時保護件数 35件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成 0件	○	A	A	生活福祉課
			8 自立支援の充実	16	こころと生き方・DV相談（再掲9）	問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、相談員が問題解決に向けての支援等を行った。相談件数 延べ684件（うち男性相談45件）。	○	A	A	多様性社会推進課
				17	女性のための法律相談（再掲10）	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数58件	-	-	-	多様性社会推進課
				18	こころと生き方・DV相談（グループカウンセリング）	専門相談員同席のもとグループカウンセリングを12回実施。参加者延べ25名。	-	-	-	多様性社会推進課
				19	DV被害者同行支援事業	平成23年7月より、DV被害者の負担軽減と手続きの円滑を図るため、同行支援事業を開始した。令和4年度実績0件。	○	A	A	多様性社会推進課
				20	母子・父子、婦人相談（再掲12）	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数 997名	○	A	A	生活福祉課
				9 再発防止の取組み	21	加害者にならないための講座や情報誌等による啓発	男性向け啓発講座「男の生き方ブラッシュアップ!～職場・家庭・地域で、人間関係を豊かに、しなやかに～」を実施。参加者14名。	○	A	A
			22		保護司との連携	保護司会等への補助金を支給するとともに、広報誌等を通じて各種活動の理解啓発に努めた。	-	-	-	多様性社会推進課
			10 行政関係機関・警察等との連携	23	行政関係機関・警察等との連携	行政関係機関・警察等と会議を行い、DV被害者の現状を把握し連携を強化した。（令和4年7月及び令和5年3月）	-	-	-	多様性社会推進課
				2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み	11 セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの防止に関する啓発	24	若年層に向けた啓発（再掲26）	出前講座「デートDVについて」を中学校4校で実施。参加者459名。デートDV理解促進リーフレットを区内中学校・高校に配布。東京成徳大学の学園祭にブースを出展し、女性に対する暴力防止やデートDVの被害防止の啓発を行った。	○
	25	JKビジネス問題等に関する意識啓発（再掲27）	「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、スペースゆう情報コーナーにJKビジネスに関する特設コーナーを設置した。			○	A	A	多様性社会推進課	
	12 若年層に対するデートDV、性被害防止等に関する意識啓発及び相談窓口の周知	26	若年層へ向けた啓発		出前講座「デートDVについて」を中学校4校で実施。参加者459名。デートDV理解促進リーフレットを区内中学校・高校に配布。東京成徳大学の学園祭にブースを出展し、女性に対する暴力防止やデートDVの被害防止の啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課	
		27	JKビジネス問題等に関する意識啓発		「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、スペースゆう情報コーナーにJKビジネスに関する特設コーナーを設置した。	○	A	A	多様性社会推進課	

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	虐待防止への取組み	13 虐待の早期発見の取組強化と関係機関・団体等との連携	28	高齢者虐待防止センターこころの相談室	高齢者本人及び家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者数 延べ169名（男性 23名、女性 146名）	○	A	B	高齢福祉課
				29	高齢者虐待防止対策の推進	16地域包括支援センター及び高齢相談係に寄せられた虐待相談件数延べ 5079件	○	B	B	高齢福祉課
				30	障害者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会 1回開催 障害者虐待定例打合せの開催10回 障害者虐待コアメンバー会議の開催5回 虐待相談受付件数38件 障害者虐待対応ケース連絡会の開催12回	○	A	A	障害福祉課
				31	児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会3回開催 代表者会議構成員35名（男性27名・女性8名） 実務者会議構成員43名（男性25名・女性18名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
				32	養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座	把握した特定妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援12回開催	○	A	A	子ども家庭支援センター
			14 虐待防止に関する意識啓発	33	職員に対する研修	高齢福祉課新任研修（4月開催）参加者 36名、高齢者虐待対応スキルアップ研修 31名	-	-	-	高齢福祉課
				34	障害者・高齢者虐待防止啓発事業	令和4年11月18日（金）北とびあスカイホールにて実施 テーマ「障害・介護サービス事業者のための虐待の早期発見と対応のポイント」 講師：下江佳代子氏（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトとます）	-	-	-	障害福祉課 高齢福祉課
				35	職員に対する研修	障害福祉課研修（4月開催）参加者15名	-	-	-	障害福祉課
				36	児童虐待防止啓発事業（ペアレントトレーニング）	①ペアレントトレーニング講演会（7月開催）参加者37名 ②トレーニングプログラム 16名（男性0名、女性8名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
				37	職員に対する研修	①「児童虐待対応について～私たちが予防できること～」ほか全4回 参加者125名 ②特別区の児童相談所が目指すもの、一時保護所の意義とその課題 参加者102名（1月開催）	-	-	-	子ども家庭支援センター

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	人権意識の向上	15 あらゆる人々の権利擁護の推進	38	人権相談	令和4年度（第4火曜日） 7件	-	-	-	広報課
				39	こころと生き方・DV相談（再掲9）	問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、相談員が問題解決に向けての支援等を行った。相談件数 延べ684件（うち男性相談45件）。	○	A	A	多様性社会推進課
				40	高齢者虐待防止センターこころの相談室（再掲28）	高齢者本人及び家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者数 延べ169名（男性 23名、女性 146名）	○	A	B	高齢福祉課
				41	障害者・高齢者虐待防止啓発事業（再掲34）	令和4年11月18日（金）北とびあスカイホールにて実施 テーマ「障害・介護サービス事業者のための虐待の早期発見と対応のポイント」 講師：下江佳代子氏（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトとむす）	-	-	-	障害福祉課 高齢福祉課
				42	児童虐待防止対策の推進（再掲31）	要保護児童対策地域協議会3回開催 代表者会議構成員35名（男性27名・女性8名） 実務者会議構成員43名（男性25名・女性18名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
			16 メディアの持つ特性の理解促進	43	ICT活用研修（メディアリテラシーの育成）の実施	北区立小・中学校教員向けに、児童・生徒が「きたコン（北区一人1台端末）」を適正に使用することができるようにするために、情報を安全に利用するために冊子等の作成を行うとともに人権に配慮すること等、情報モラル教育やメディアリテラシーに関わる研修を実施した。	-	-	-	学び未来課
			17 多様性を尊重した人権意識の啓発	44	あらゆる人々の人権の理解促進	チラシやホームページ等を通じて周知啓発に努めるとともに、令和4年度は性の多様性理解のための講演会を開催し、人権の理解促進に努めた。	○	A	A	多様性社会推進課
				45	北区男女共同参画条例及び第6次アゼリアプランの周知（再掲169）	スペースゆう主催の講座・講演会で条例パンフレットを配布した。また、スペースゆう内に「第6次アゼリアプラン」を配架した。	○	A	A	多様性社会推進課
				46	女性の人権に関する普及啓発事業	男女共同参画週間の映画会において、「パビチャ 未来へのランウェイ」を上映した。	○	A	-	多様性社会推進課
				47	人権教室の実施	人権擁護委員による人権教室を柳田小学校にて、計5学年に実施。参加合計人数258名。	○	A	-	多様性社会推進課
				48	障害者の差別解消と理解促進	障害者差別解消法の普及啓発及び障害者理解のために、小学生対象の障害理解のためのハンドブックを区内の小学5年生に対して配布。配布部数：2,143部 東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例の普及啓発のためのリーフレットの作成。 聴覚障害者・知的障害者のためのコミュニケーション支援シートを配布。 北区ニュース11月20日号で、障害者差別解消法の周知のための記事を掲載。	○	A	A	障害福祉課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	3 生涯を通じた心と体の健康支援	性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）	18 母子保健事業の充実	49	妊産婦保健相談事業（子育て世代包括支援センター事業）	すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはびママまで面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたるニーズを把握したうえで、妊婦とともにセルフプランを作成する。 面接者数 2,692名	○	A	A	健康推進課
				50	妊産婦保健相談事業（産前産後サポート事業）	産前産後の母親の心労や産直後の悩み、育児不安等の軽減を図るための事業を実施する。 ①産前産後セルフケア講座 新型コロナウイルスの影響により中止。代替として妊産婦のセルフケアをテーマにした動画を配信した。 ②産後ケア事業 産後ショートステイ事業 利用組数358組 利用日数1,131日 産後テイクケア事業 利用組数810組 利用日数810日	○	A	A	健康推進課
				51	妊産婦保健相談事業（はびママ学級等）	妊娠から産じょく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している。 ①はびママ学級（1日制） 受講延人数 350名 ②パパになるための半日コース 受講延人数 86名	○	A	A	健康推進課
				52	子ども家庭在宅サービス事業	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設・乳児院で短期間児童を預かり、子育てを支援する。 利用者数 乳幼児ショートステイ 3名（男子2名・女性1名）、子どもショートステイ 56名（男性35名・女性21名）	○	A	A	子ども家庭支援センター
				53	出産・育児応援事業（はびママ・ひよこ面接）	出産や育児を迎える時期の夫婦を対象に相談事業を実施する。	○	A	A	子ども家庭支援センター
			19 情報提供と男性の理解促進	54	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った「子育て福袋」を配付した（就学前の子がいる転入世帯にも配付した）配付数4,583個	-	-	-	子ども未来課
			20 性に関する学びの提供	55	講座や情報誌等による特有疾病予防等の情報提供	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第57号では、更年期の基礎知識と備えについて特集記事を掲載した。	○	A	A	多様性社会推進課
				56	出前講座（再掲188）	出前講座「デートDVについて」を中学校4校で実施。参加者459名。	○	A	A	多様性社会推進課
				57	妊産婦保健相談事業（はびママ学級等）（再掲51）	妊娠から産じょく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している。 ①はびママ学級（1日制） 受講延人数 350名 ②パパになるための半日コース 受講延人数 86名	○	A	A	健康推進課
				58	図書館における関連図書の収集及び提供	関連図書については、北区全体で一般、YA（中高校生）、児童合わせて資料約200タイトルを収集し、提供している。。	○	A	A	中央図書館
			21 エイズや感染症などの情報提供	59	定期予防接種（HPV感染症予防接種）	積極的勧奨の再開に伴い、標準的な接種時期である中学1年生及び中学2年生～高校1年生相当年齢の未接種者に対して予診票を送付した（3,646件）。また、定期接種年齢時の積極的勧奨差し控えのため接種機会を逃した者へのキャッチアップ接種が開始されたため、接種率の低い世代の未接種者には予診票を送付し（5,883件）、接種率の高い世代の未接種者にはキャッチアップ接種開始の案内を送付した（5,929件）。令和4年3月31日以前に自己負担で任意接種を受けた者についての償還払いも実施した（103件）。令和5年度からは、9価ワクチンも定期接種で使用可能になるため、接種が完了していない対象者へ周知ハガキを発送した（17,853件）。	○	A	A	保健予防課
				60	HIV・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実	電話相談204件、来所相談101件、HIV検査101件、梅毒検査61件 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、4、5月については、HIV検査、梅毒検査を中止した。	○	A	A	保健予防課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	3 生涯を通じた心と体の健康支援	健康づくりへの支援	22 区民健診の受診促進	61	特定健康診査・特定保健指導	被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施。 特定健診受診者数19,633名（男性8,268名・女性11,365名） 特定健診の結果、国が定めた保健指導基準に該当した方に対し、特定保健指導を実施している。	○	A	A	国保年金課 健康推進課
				62	追加健診（区民健康診査事業）	健康増進健診受診者1,613名（男性801名・女性812名）、社会保険被保険者等特定健診レベルアップ受診者1,433名（男性388名・女性1,045名）	○	A	A	健康推進課
				63	若年健康診査（区民健康診査事業）	30歳から39歳の勤務先等で健診機会がない区民に糖尿病予備軍の早期発見と生活習慣予防のために健康診査を行っています。 897名（男性327名・女性570名）	○	A	A	健康推進課
				64	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,550名（女性のみ）	-	-	-	健康推進課
				65	子宮がん検診	子宮がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者7,053名（女性のみ）	-	-	-	健康推進課
				66	乳がん検診	乳がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者6,915名（女性のみ）	-	-	-	健康推進課
				67	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 28,898名 ②里帰り出産妊婦健康診査等助成金 568件 ③産婦健康診査受診者数 2,369名 ④妊婦歯科健康診査受診者数 754名	-	-	-	健康推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	3 生涯を通じた心と体の健康支援	健康づくりへの支援	23 健康増進のための支援	68	区民健康づくり大作戦事業	①元気で輪っしょい！健康フェスティバル北区2022（ウォーキング大会除く） 708名 ②ウォーキング大会の開催 2022北・水辺ウォーク 約700名、桜ウォーク2023 約500名 ③「北区さくら体操」の普及 町会・自治会、保育園 派遣中止 イベント等 4回派遣	-	-	-	健康推進課
				69	みんな元気！健やか長寿事業	①新型栄養失調予防の普及・啓発（栄養講座）全10回 延べ236人 ②ロコモ予防事業の実施 講座計4回 60歳以上対象：全2回、延べ32人 40～50歳台対象：全2回、延べ25人 ③筋力アップ体操教室 19会場 604回 延べ9,195人 ④ウォーキングポイント事業 インストール数 累計18,621件（令和5年3月31日時点）	-	-	-	健康推進課
				70	楽しく食べよう！食育推進事業	① 北区みんなで楽しむ食育フェア2023 延べ519人 ② 食育講演会 東洋大学と連携して講義動画・レシピ動画等を作成し、YouTube北区公式チャンネルで公開 ③ 児童館派遣講座 34講座（延べ659人） ④ 親子クッキング教室 9講座（延べ173人） ⑤ 食育体験教室 3講座（延べ50人）・お茶の水女子大学と連携して食育動画を作成し、YouTube北区公式チャンネルで公開 ⑥ 野菜摂取量の増加に向けた食育推進事業（東京北区マイベジプロジェクト）味の素株式会社と連携し、メニューブック10,000部作成・配付、ラウンドシート100部作成、レシピ動画作成・YouTube北区公式チャンネルで公開、区役所食堂とのコラボレーションを実施	-	-	-	健康推進課
				71	北区健康づくり応援団事業	①北区さくら体操指導員の新規養成6人（計75人）、リーダー講習2回開催、フォロー講習5回開催 ②北区楽しい食の推進員研修 中止 ③筋力アップ体操教室サポーターフォロー講習、養成講習 中止 ④北区健康づくりグループ活動継続支援助成 助成金交付グループ数83 ※②・③について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	-	-	-	健康推進課
				72	女性の健康支援事業	女性の健康相談28名、乳がん自己触診法講習中止、啓発グッズ配布7,000個	○	A	A	健康推進課
				73	保健相談	①講演会 地域の自殺予防推進の一環として講演会「まもろうよ ころろ ～あなたとあなたの大切な人のために～」を実施 14名参加 ②栄養指導 中止	-	-	-	健康推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	3 生涯を通じた心と体の健康支援	健康づくりへの支援	24 メンタルヘルスに関する情報提供と支援	74	関係機関との連携	「こころと生き方・DV相談」において、必要に応じて健康支援センター等の相談窓口を案内している。	-	-	-	多様性社会推進課
				75	パンフレットや情報誌による啓発・情報提供	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第55号では、コロナ禍で働く女性のメンタルヘルスについて特集記事を掲載した。	○	A	A	多様性社会推進課
				76	精神保健相談	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、 ①専門医による個別の精神保健相談事業を35回実施 延べ87名利用 ②アルコール薬物等依存症（アディクション問題）個別の相談事業を12回開催 延べ31名利用 また、保健師による所内相談や訪問保健指導を実施するとともに、精神障害者に対する啓発活動を実施している。 保健師による所内相談延べ962名 家庭訪問 延べ778名	-	-	-	健康推進課
	4 性の多様性の理解促進	性の多様性の理解促進	25 性の多様性の正しい理解のための意識啓発	77	男女共同参画に関する職員研修（再掲207）	管理職及び係長級職員（令和2年度、3年度当該研修未受講者）、令和4年度係長職昇任者、窓口で区民対応する職員を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解にむけた研修（動画）を実施。395人受講。	-	-	-	多様性社会推進課 職員課
				78	対応マニュアルの作成（再掲83）	職員のための「性の多様性」に関する対応ハンドブックの内容を見直し、全職員に配布。	○	A	A	多様性社会推進課
				79	パンフレットや情報誌による啓発・情報提供	区民向け性の多様性に関する区民向けリーフレットの内容を見直し、講演会での配布やスペースゆうに配架。	○	A	A	多様性社会推進課
				80	図書館における関連図書の収集及び提供	関連図書については、北区全体で一般、YA（中高校生）、児童合わせて資料約350タイトルを収集し、提供している。分類が多岐にわたるため中央図書館では関連図書の棚にレインボーフラッグのマークを貼付し案内している。	○	A	A	中央図書館
			26 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談体制の充実	81	男女共同参画に関する職員研修（再掲207）	管理職及び係長級職員（令和2年度、3年度当該研修未受講者）、令和4年度係長職昇任者、窓口で区民対応する職員を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解にむけた研修（動画）を実施。395人受講。	-	-	-	多様性社会推進課 職員課
				82	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談窓口の充実	にじいろ電話相談を実施。相談数5件。	○	A	A	多様性社会推進課
				83	対応マニュアルの作成	職員のための「性の多様性」に関する対応ハンドブックの内容を見直し、全職員に配布。	○	A	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	企業等への働きかけと支援	27 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	84	北区施工能力審査型総合評価方式による入札	対象入札案件2件実施。入札参加者延べ4業者。	-	-	-	契約管財課
				85	ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣制度の推進	ワークライフバランスバランスアドバイザー派遣制度に関するチラシを王子法人会登録企業、区内各駅広報スタンド、金融機関等へ配架。	○	B	B	多様性社会推進課
				86	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	令和4年度は、事業を休止。	○	-	-	多様性社会推進課
			28 企業等におけるダイバーシティの推進への支援	87	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	ワーク・ライフ・バランス講演会「ここがポイント！！治療と仕事の両立支援～病氣離職をさせない！しない！ための具体策～」を実施。参加者23名	○	A	A	多様性社会推進課
				88	産業団体との連携	ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣に関するチラシやパートナーシップ宣誓制度に係る東京都との協定締結についてのお知らせの配布を依頼した。	○	A	A	多様性社会推進課
				89	中小企業向けセミナーの実施	ワーク・ライフ・バランス講演会「ここがポイント！！治療と仕事の両立支援～病氣離職をさせない！しない！ための具体策～」を実施。参加者23名	○	A	A	多様性社会推進課
		ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	29 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	90	情報誌を活用した情報提供	商工通信「新しい風」の発行 年3回（7月15日、11月15日、3月15日）発行 各号10,000部発行、区内各駅広報スタンド、金融機関、区立施設等で配布	○	A	A	産業振興課
				91	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	ワーク・ライフ・バランス講演会「ここがポイント！！治療と仕事の両立支援～病氣離職をさせない！しない！ための具体策～」を実施。参加者23名	○	A	A	多様性社会推進課
				92	親育ちサポート事業（NP講座）（再掲95）	17児童館・子どもセンターにて17講座実施 参加者：親138名、子（託児）149名	○	A	A	子ども未来課
				93	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課 多様性社会推進課
				94	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」第56号では、治療と仕事の両立～がんを生きぬいて仕事を続けるために～について特集記事を掲載した。	○	A	D	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	子育て支援の充実	32 子育て家庭への支援	95	親育ちサポート事業（NP講座）	17児童館・子どもセンターにて17講座実施 参加者：親138名、子（託児）149名	○	A	A	子ども未来課
				96	子ども医療費の助成	0歳から中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の保険診療にかかる医療費、薬剤負担金の自己負担分を助成。乳幼児医療受給者数17,511名、子ども医療受給者数20,886名。 また、高校生等の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分を助成。 助成件数66件	-	-	-	子ども未来課
				97	児童手当の支給	0歳から中学校課程修了までの児童を養育している方に手当を支給。 受給児童数28,790名 受給者数19,145名	-	-	-	子ども未来課
				98	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲93）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課 多様性社会推進課
				99	みんなで育児応援プロジェクト（多世代向け）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課 多様性社会推進課
				100	みんなで育児応援プロジェクト（ママ向け）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課
				101	児童館・子どもセンター事業の充実	児童館・子どもセンターでは、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブを実施している。児童館・子どもセンター20館、入館者数399,817名。	-	-	-	子どもわくわく課
				102	子育てナビ	子育てや保育に関する情報をわかりやすく伝えるサイトを提供する。	-	-	-	子ども家庭支援センター
				103	養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座（再掲32）	把握した特定妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援12回開催	○	A	A	子ども家庭支援センター
			33 地域で支えあうしくみづくり	104	みんなで育児応援プロジェクト（多世代向け）（再掲99）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課 多様性社会推進課
				105	放課後子ども総合プランの推進	令和4年度導入校：34校	-	-	-	子どもわくわく課
				106	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー会員3749名、サポート会員537名、（男性会員 19名、女性会員 518名）、両方会員 20名	○	A	A	子ども家庭支援センター

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
II ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	子育て支援の充実	34 困難を抱える家庭への支援	107	北区母子福祉応急小口資金貸付事業	北区母子福祉応急小口資金貸付 0件	-	A	A	生活福祉課
				108	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子福祉資金貸付 21件 父子福祉資金貸付 1件	-	A	A	生活福祉課
				109	母子生活支援施設への入所	新規入所者数 7世帯20名（母7名、男子7名、女子6名）	-	A	A	生活福祉課
				110	母子・父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金 2件、高等職業訓練促進給付金 10件、高等学校卒業程度認定試験合格支援 0件	-	A	A	生活福祉課
				111	母子・父子家庭自立支援プログラム	母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々に合わせた自立支援プログラムを策定することにより、母子・父子家庭の母及び父の就労を支援。利用者 0名	○	A	A	生活福祉課
				112	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業	生活保護・児童育成手当・就学援助受給世帯の小学生を対象に、区内9か所でボランティア団体による学習支援を実施。81名利用。	○	A	A	生活福祉課
				113	子どもの居場所づくり（子ども食堂等）支援事業	主に家庭の事情等により、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金交付を実施。 補助金交付決定団体 19団体	○	A	A	子ども未来課
				114	「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課
				115	子どもの貧困の理解を深めるための職員研修	新型コロナウイルス感染症により中止	-	-	-	子ども未来課
				116	児童育成手当の支給	児童育成手当：育成手当受給児童数2,604名、障害手当受給児童数199名	○	A	A	子ども未来課
				117	児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給	①児童扶養手当受給者数1,343名（内父子世帯61名） ②特別児童扶養手当受給者数252名	○	A	A	子ども未来課
				118	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた）	対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施。 実施会場数（教室数）：8会場（8教室）、参加者：232名（出席率80%）	○	A	A	子ども未来課
				119	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費助成：受給世帯数1,315世帯、受給者数1,872名	-	-	-	子ども未来課
				120	ひとり親家庭向け相談事業	面接相談：383件（家計相談：35件、法律相談：48件、その他相談300件）、電話相談：131件、メール相談：21件 ※面接相談383件のうち、オンラインによる相談件数：56件（家計相談：2件、法律相談：19件、その他相談：35件）	○	A	A	子ども未来課
121	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	①講習会6回実施 参加者延べ25名 ②交流会1回実施 参加者延べ2名 ③講習会、交流会後の出張相談者 延べ5名	○	A	A	子ども未来課				
122	子ども家庭在宅サービス事業（再掲52）	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設・乳児院で短期間児童を預かり、子育てを支援する。 利用者数 乳幼児ショートステイ 3名（男子2名・女性1名）、子どもショートステイ 56名（男性35名・女性21名）	○	A	A	子ども家庭支援センター				

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	子育て支援の充実	35 相談体制の充実	123	乳幼児保健相談事業	特別育児相談 318名、歯科保健相談 1,363名 栄養指導 543名	-	-	-	健康推進課
				124	ひとり親家庭向け相談事業（再掲120）	面接相談：383件（家計相談：35件、法律相談：48件、その他相談300件）、電話相談：131件、メール相談：21件 ※面接相談383件のうち、オンラインによる相談件数：56件（家計相談：2件、法律相談：19件、その他相談：35件）	○	A	A	子ども未来課
				125	子育て相談事業	全児童館・子どもセンター・児童室において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、8か所、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延べ5,940件。	○	A	A	子どもわくわく課
				126	子どもと家庭の総合相談	来館者数延べ17233人/年 内訳 ひろば来館延べ15,446人 来館相談延べ1188人 ファミサポ599人	-	-	-	子ども家庭支援センター
				127	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数1319件、専門相談員5名による相談216件	-	-	-	子ども家庭支援センター
		多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実	36 保育サービスの充実	128	待機児童の解消	令和5年4月期の保育所入所における待機児童は解消された。	○	A	A	子ども未来課保育課
				37 就労形態など事情に応じた多様な保育サービスの充実	129	延長保育・休日保育の実施	延長保育実施園95園、休日保育実施園6園、夜間保育実施園1園、一時保育実施園73園	○	A	A
			38 就学後の支援		130	病児・病後児保育の実施	病児・病後児保育事業（施設型）496名 病後児保育事業（施設型）292名 病児・病後児保育事業（居宅訪問型）73名	○	A	A
				131	放課後子ども総合プランの推進（再掲105）	令和4年度導入校：34校	-	-	-	子どもわくわく課
		介護・看護をサポートするしくみづくり	39 地域で支えあうしくみづくり	133	高齢者あんしんセンターでの総合相談	地域の高齢者を支える総合的な支援機関として、16か所の高齢者あんしんセンターにおいて総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施。	-	-	-	高齢福祉課
				134	高齢者生活援助サービス	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し利用料や年会費の補助を行う。利用者数 844人	○	A	A	高齢福祉課
				135	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。 声かけサービス登録者数 291名	-	-	-	長寿支援課
				136	地域見守り・支えあい活動促進補助事業	一人暮らし高齢者の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助する。 交付団体数 59団体	-	-	-	長寿支援課
			40 介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援	137	介護のための離職防止・職場復帰のための支援及び情報提供	令和4年度事業実績なし	○	-	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会	1 女性活躍のための環境整備	女性活躍推進法に基づく協議会の運営	41 女性活躍推進法に基づく協議会の運営	138	女性活躍推進協議会の設置及び運営	令和2年10月1日設置。令和4年度は9月と12月に開催。	○	A	A	多様性社会推進課
			女性活躍を阻害するハラスメントの防止	42 職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発	139	セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修（再掲205）	「ハラスメント防止研修実施」（係長昇進者及び前年度未受講者）参加者43名	-	-	-
		140		講座やパンフレット・情報誌等による啓発	各種ハラスメントの相談に応じている、こころと生き方・DV相談、女性のための法律相談やにじいる電話・法律相談について、ホームページやパンフレット、情報誌への掲載により周知を行った。	○	A	A	多様性社会推進課	
		男女がともに担う家庭生活		43 男性の家事・子育て協働支援	141	親育ちサポート事業（NP講座）（再掲95）	17児童館・子どもセンターにて17講座実施 参加者：親138名、子（託児）149名	○	A	A
			142		みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲93）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課
	2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	キャリア形成のための支援	44 均等な雇用機会の確保への支援	143	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発	令和4年度事業実績なし	○	-	A	多様性社会推進課
				144	女性の活躍推進応援塾 基調講演	令和4年度、基調講演は実施なし。	○	-	-	多様性社会推進課
			45 キャリア形成の支援	145	女性の活躍推進応援塾 女性のキャリアアップ支援講座	「キャリアアップ支援セミナー～組織の中で、自分らしさを育てる働き方～」を実施。参加者13名。	○	A	A	多様性社会推進課
				146	くらしと仕事相談センター事業（再掲152）	住居確保給付金：相談件数1,356件 申請件数125件 決定件数145件 自立支援相談件数：1,200件 うち就労支援対象件数255件	○	A	B	生活福祉課
				147	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業（再掲174）	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援をおこなっている。講師はパイロット、学者、消防士など。区立中学校6校、区立高校1校で実施。受講生徒数917名	○	A	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会	2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	多様な働き方への支援	47 継続就労への支援	148	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	就職相談および職業紹介を行う際、相談者の状況やニーズに応じた情報の提供を行っている。	-	-	-	多様性社会推進課
				149	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲143）	令和4年度事業実績なし	○	-	A	多様性社会推進課
			48 再就職のための支援	150	女性の活躍推進応援塾 再就職準備講座	再就職支援セミナー（2回連続講座）を実施。参加者延べ29名	○	A	A	多様性社会推進課
				151	就職支援事業	再就職支援セミナー・個別相談会 参加者数：43名	○	A	A	産業振興課
				152	くらしと仕事相談センター事業	住居確保給付金：相談件数1,356件 申請件数125件 決定件数145件 自立支援相談件数：1,200件 うち就労支援対象件数255件	○	A	B	生活福祉課
		49 非正規雇用労働者の処遇改善	153	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲143）	令和4年度事業実績なし	○	-	A	多様性社会推進課	
		起業者・自営業者への支援	50 起業のための知識、情報提供	154	女性の活躍推進応援塾 女性の起業者支援講座	「起業者支援セミナー 女性のための起業スタートアップ～WEB、SNSを使用した効果的な集客方法～」を実施。参加者16名。	○	A	-	多様性社会推進課
				155	起業者支援事業	起業者支援セミナー 延べ受講者数273人	○	A	A	産業振興課
			51 融資あっせんなど起業支援	156	女性の活躍推進応援塾 女性の起業者支援講座	「起業者支援セミナー 女性のための起業スタートアップ～WEB、SNSを使用した効果的な集客方法～」を実施。参加者16名。	○	A	-	多様性社会推進課
	157			中小企業金融対策事業	起業者支援融資実行 13件	○	A	A	産業振興課	
	52 自営業等における就業環境の整備		158	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲143）	令和4年度事業実績なし	○	-	A	多様性社会推進課	
	3 意思決定過程への女性の参画推進	多様な分野への女性の参画推進	53 審議会等への女性の参画推進	159	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課調査の際、審議会等に一般公募委員を登用するよう要請している。公募委員のいる審議会比率15.9%	○	A	A	経産改審・公共施設再配置推進担当課
				160	庁内審議会等への女性委員登用の数値目標の設定	第6次アゼリアプランにおける目標値として、女性委員登用の数値目標として、40%を目指している。	○	B	B	多様性社会推進課
			54 政治分野における女性の参画推進	161	議会における男女共同参画の推進	【規則改正による男女共同参画の推進】 令和2年度に北区議会会議規則の一部改正を行い、育児、看護、介護、配偶者の出産補助等や産前・産後の欠席届について明文化し、女性をはじめとする多様な人材が議会に参画しやすい環境整備を推進している。	○	A	A	区議会事務局

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
II あらゆる分野で女性が活躍する地域社会	3 意思決定過程への女性の参画推進	女性のリーダー育成・登用支援	55 職場における女性リーダーの育成支援	162	女性の活躍推進応援塾 基調講演（再掲144）	令和4年度、基調講演は実施なし。	○	-	-	多様性社会推進課
				163	女性の活躍推進応援塾 女性のキャリアアップ支援講座（再掲145）	「キャリアアップ支援セミナー～組織の中で、自分らしさを育てる働き方～」を実施。参加者13名。	○	A	A	多様性社会推進課
			56 町会・自治会等地域社会における女性リーダーの育成支援	164	パンフレットや情報誌等による啓発、出前講座の実施	昨年度実績なし	○	D	D	多様性社会推進課
IV 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	学校教育等における男女共同参画意識の形成	57 教職員等への研修の充実	165	男女共同参画に関する職員研修（再掲207）	管理職及び係長級職員（令和2年度、3年度当該研修未受講者）、令和4年度係長職昇任者、窓口で区民対応する職員を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解にむけた研修（動画）を実施。395人受講。	-	-	-	多様性社会推進課 職員課
				166	いじめ問題対応研修	いじめ問題対応研修会「スマホ時代のこどもたちのために」「北区におけるいじめの状況等について」を開催。新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、求場での研修会は中止し、限定動画配信とした。 ・配信期間：令和4年12月19日から令和5年1月13日まで ・参加対象：北区立幼稚園、こども園、小、中学校教員、スクールカウンセラー等	-	-	-	教育指導課
				167	人権教育研修	人権教育研修の実施（2回）。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会11名（男性7名・女性4名）	-	-	-	教育指導課
				168	人権教育研修	職層研修では、新任研修、現任研修（2級職3年目）、主任主事昇任者研修他で実施。保育課内では保育園主任研修、会計年度職員研修等で実施。この他にも各保育園ごと、園内での研修も行われている。	-	-	-	保育課
			58 小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発	169	北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆうの周知	スペースゆう主催の講座・講演会で条例パンフレットを配布した。また、スペースゆう内に「第6次アゼリアプラン」を配架した。	○	A	A	多様性社会推進課
				170	人権教室の実施（再掲47）	人権擁護委員による人権教室を柳田小学校にて、計5学年に実施。参加合計人数258名。	○	A	-	多様性社会推進課
				171	北区教育広報紙「くおん」の発行	年4回発行（4月号、7月号、10月号、1月号）、各34,000部、幼稚園・こども園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付。	○	A	A	教育政策課
				172	いじめ防止条例の周知・推進	・Q-U（楽しい学校生勝男を送るためのアンケート）調査の実施（2回） ・「北区いじめ相談モニター」による相談受付件数 16件	○	A	A	教育指導課
				173	固定的性別役割分担にとられない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとられないよう配慮している。	○	A	A	保育課
			59 固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	174	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援をおこなっている。講師はパイロット、学者、消防士など。区立中学校6校、区立高校1校で実施。受講生徒数917名	○	A	A	多様性社会推進課
			60 発達段階に応じた学校等における性に関する教育の推進	175	性教育のモデル授業実施	飛鳥中学校において、婦人科医師を招き、第3学年を対象に体育館にて「命を考える」授業を実施。	○	A	A	教育指導課
				176	出前講座（再掲188）	出前講座「デートDVについて」を中学校4校で実施。参加者459名。	○	A	A	多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
IV 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	学校教育等における男女共同参画意識の形成	61 教育相談等における支援の充実	177	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動に対応するため、臨床心理士や心理の経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置し、教職員と一体となって不登校、いじめ等の予防、早期発見、支援、対応に取り組んでいる。相談件数37、712件（小学校28、131件、中学校10、227件）	○	A	A	教育総合相談センター
				178	スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校、児童虐待や子どもの貧困など、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを6名配置し、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して、相談・支援等を行っている。相談件数（実人員）207件	○	A	A	教育総合相談センター
			62 区民への意識啓発と情報提供	179	講座や情報誌等による意識啓発	北区さんかく大学において、「見える化」する女性の貧困～誰もとり残さない社会をめざして～に関する連続講座を実施した。参加者延べ111名。	○	A	A	多様性社会推進課
				180	スペースゆう情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。 所蔵数計4,383点、貸出人数 延べ288名・貸出資料合計405点	○	A	A	多様性社会推進課
		181		図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年2回開催。第1回「男女共同参画週間」5/26～6/23、第2回「女性に対する暴力をなくす運動月間」10/27～11/25	○	A	A	中央図書館 多様性社会推進課	
		182		みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲93）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課 多様性社会推進課	
		家庭における男女共同参画意識の形成	63 家庭で育む男女共同参画の意識啓発	183	講座や情報誌等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画関連の記事を掲載し、男女共同参画について考える機会を提供した。	○	A	A	多様性社会推進課
				184	「家族ふれあいの日」推進事業	19の各青少年地区委員会で実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者3,596名	○	A	A	生涯学習・学校地域連携課
				185	家庭教育学級	小学生親コース きっと子育てが楽しくなる！～子どもの成長を支える親子コミュニケーション～/小中学生親コース 親が変われば、子どもも変わる！～教育コーチングから学ぶ～/幼児コース 自立した子どもを育てるには～モンテッソーリ教育から学ぶ～/幼児・小学生コース だれにでも起こりえる小1プロブレム/小学生コース 親子で楽しく身につけよう！ぼうはん☆パワーアップ教室/小中学生親コース 子どもたちのために～知っておきたい思春期のココロとカラダ～ 延べ396人	○	A	A	生涯学習・学校地域連携課
				186	おはなし会の開催	図書館開催のおはなし会のうち、中央・中央分室では、男性保護者が参加しやすいよう、土日に開催している。中央図書館では第3・第4土曜、中央分室では月1回日曜日に開催。（区内実績 実施回数268回 参加者1,942名のうち、土日開催は52回 720名）	○	A	A	中央図書館
				187	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲93）	新型コロナウイルス感染症により中止	○	-	-	子ども未来課 多様性社会推進課

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
IV 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	地域における男女共同参画意識の形成	64 町会・自治会や青少年地区委員会・PTAなど子どもに関わる地域団体への啓発	188	出前講座	昨年度実績なし	○	D	D	多様性社会推進課
			65 地域社会における男性の参画推進	189	パンフレットや情報誌での啓発	昨年度実績なし	○	D	D	多様性社会推進課
	2 日常生活における男女共同参画の推進	男女がともに自立し、生活するための支援	66 男女共同参画社会実現に向けての情報収集・公表	190	スペースゆう情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。 所蔵数計4,383点、貸出人数 延べ288名・貸出資料合計405点	○	A	A	多様性社会推進課
				191	講座や情報誌等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」に男女共同参画関連の記事を掲載し、男女共同参画について考える機会を提供した。	○	A	A	多様性社会推進課
			67 男女の生活向上に向けた自主自立の促進	192	文化センター事業等	令和4年度 計130講座 1968名参加（内、男性533名、女性1,433名、無回答2名）	○	B	B	生涯学習・学校地域連携課
			68 地域活動への参加促進	193	講座・情報誌等による意識啓発	昨年度実績なし	○	D	A	多様性社会推進課
				194	男性向け講座の実施	男性向け啓発講座「男の生き方フラッシュアップ!～職場・家庭・地域で、人間関係を豊かに、しなやかに～」を実施。参加者14名。	○	A	A	多様性社会推進課
			69 女性参画の促進と女性防災人材の育成	195	男女共同参画の視点をいかした防災セミナーの実施及び情報誌等による啓発	昨年度実績なし	○	D	A	多様性社会推進課 防災課
				196	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定	東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を2回開催した。54名中9名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視点に配慮した検討を実施している。	○	A	A	防災・危機管理課
			70 災害時・復興時の相談体制の確保	197	災害時における女性被災者等の相談窓口の設置及び協定に基づく推進体制の維持	災害時に、女性被災者等の相談窓口について、協定に基づく体制を維持している。	○	A	A	多様性社会推進課
				198	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定（再掲196）	東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を2回開催した。54名中9名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視点に配慮した検討を実施している。	○	A	A	防災・危機管理課
			71 自主防災組織における男女双方の視点に配慮した防災対策	199	出前講座（再掲188）	昨年度実績なし	○	D	D	多様性社会推進課
	200	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定（再掲196）		東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を2回開催した。54名中9名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視点に配慮した検討を実施している。	○	A	A	防災・危機管理課		
	72 団体・グループ活動の支援と交流促進	多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	201	登録団体交流会（再掲220）	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。	-	-	-	多様性社会推進課	
			202	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）、地域スタッフとの連携強化	男女共同参画社会を推進するために、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。 令和4年度は、運営団体「Rainbow Tokyo 北区」と、LGBTQ+性の多様性～講演会を実施した。参加者20名。	○	A	A	多様性社会推進課	
		73 国籍・文化の異なる多様な区民の理解、交流促進	203	区民まつり「国際ふれあい広場」	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	-	-	総務課	
	204		外国語と日本語でのおはなし会	中央図書館で、英語と日本語での絵本のおはなし会を、8月5日(金)午前①10:00～10:20、②11:00～11:30の2回開催①2組 5名 ②3組 10名 合計15名	-	-	-	中央図書館		

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
計画を推進するためのしくみ	1 区の推進体制の充実	職員の意識啓発	74 研修の充実	205	セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修	「ハラスメント防止研修実施」（係長昇進者及び前年度未受講者）参加者43名	-	-	-	職員課
				206	女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発講座	「女性活躍推進研修」実施 参加者32名	-	-	-	職員課
				207	男女共同参画に関する職員研修	管理職及び係長級職員（令和2年度、3年度当該研修未受講者）、令和4年度係長職昇任者、窓口で区民対応する職員を対象とした性的少数者に関する基礎知識の習得と当事者理解にむけた研修（動画）を実施。395人受講。	-	-	-	多様性社会推進課 職員課
			75 職員の男女共同参画に関する意識意向調査の実施	208	職員の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（令和元年度に実施）	○	-	-	職員課
			76 ワーク・ライフ・バランスの推進	209	育児の日及びノー残業デーの設定	毎月19日（「育児の日」）に庁内ポータルで、育児等との両立支援制度等の情報発信を実施 7月はノー残業デーに合わせて、庁内放送を実施	○	A	A	職員課
				210	特定事業主行動計画の策定	令和元年度に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「北区特定事業主行動計画2020」を策定した	○	-	-	職員課
		計画の進捗管理	77 男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	211	アゼリアプランの策定	令和2年3月 第6次アゼリアプラン策定。	○	-	-	多様性社会推進課
				212	基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけ	各種申請書等における性別欄の見直しや、各審議会等における委員構成と委員の推薦依頼に関する「審議会等委員構成の方針」を全庁あてに通知した。	○	-	-	多様性社会推進課
			78 計画の評価システムの効果的な運用	213	アゼリアプラン事業実績報告書の作成	各事業の事業実績や、事業評価、担当職員による配慮度フィードバック等をふまえて、計画の進捗評価を確認し、事業実績報告書を作成した。	○	A	A	多様性社会推進課
			79 定期的な区民意識調査の実施	214	区民等の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（令和5年度に実施）	○	-	-	多様性社会推進課
		スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実	80 幅広い区民参加の促進	215	登録団体制度の周知	男女共同参画に関する登録団体制度について周知するとともに、更新の時期には通知を送付している。	○	A	B	多様性社会推進課
				216	区民ボランティアとの協働	スペースゆう主催講座の運営補助や一時保育などにおいて、有償ボランティアとの協働をはかった。	-	-	-	多様性社会推進課
			81 情報発信機能の強化	217	講座やパンフレット・情報誌等による情報発信	スペースゆうのリーフレットを講座・講演会等でも配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。そのほか、情報誌を区内各所に配架した。	○	A	B	多様性社会推進課
			82 区民の主体的な活動拠点としての機能充実	218	スペースゆう施設充実の検討	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。 所蔵数計4,383点、貸出人数 延べ288名・貸出資料合計405点	○	A	B	多様性社会推進課
		219		スペースゆう施設の紹介パンフレットの配布	スペースゆうのリーフレットを出前講座等で中学生・高校生に配付し、若年層への周知に取り組んだ。また、講座・講演会等でも配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。	○	A	B	多様性社会推進課	

目標	課題	施策の方向	取組（網掛け＝重点）	事業番号	事業名（網掛け＝重点）	事業実績	配慮度対象事業	評価	前年度	担当課
計画を推進するためのしくみ	2 区民、関係機関等との連携・協働	区民、地域団体等との連携	83 区民との協働事業の推進	220	登録団体交流会	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。	-	-	-	多様性社会推進課
				221	登録団体・地域スタッフ等との連携強化	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。	-	-	-	多様性社会推進課
				222	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）	男女共同参画社会を推進するために、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。 令和4年度は、運営団体「Rainbow Tokyo 北区」と、LGBTQ+～性の多様性～講演会を実施した。参加者20名。	-	-	-	多様性社会推進課
			84 関係機関、地域団体、NPOなどとの連携	223	男女共同参画推進ネットワーク、登録団体等との連携強化	「ねっとわーくまつり」（北区男女共同参画ネットワークとの共催事業）を開催。2日間にわたり、講演会、映画上映会、演奏によるステージ発表などを行った。	○	-	-	多様性社会推進課
				224	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）（再掲222）	男女共同参画社会を推進するために、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。 令和4年度は、運営団体「Rainbow Tokyo 北区」と、LGBTQ+～性の多様性～講演会を実施した。参加者20名。	-	-	-	多様性社会推進課
			企業・産業団体等との連携	85 情報発信のための協力店舗の確保	225 情報発信のための協力店舗の確保	北区薬剤師会と協力して、「ゆうレポート」の配架を行った。	○	A	A	多様性社会推進課
		86 地域の企業や産業団体等との協働事業の推進		226 企業向け講座の実施	ワーク・ライフ・バランス講演会「ここがポイント！！治療と仕事の両立支援～病氣離職をさせない！しない！ための具体策～」を実施。参加者23名	○	A	A	多様性社会推進課	
		大学との連携	87 大学との連携	227 大学との連携強化	東京成徳大学の学園祭において、ブースを出展し、配偶者からの暴力やデートDVの防止など、女性に対する暴力防止のシンボルマークであるパープルリボンの周知・啓発を行った。	○	A	A	多様性社会推進課	

男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮調査票に基づきチェックを行った結果は、次のとおりです。

(1) 項目別該当数

配慮度対象事業の165事業についての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	117	0	48
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	112	0	53
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	115	0	50
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	119	3	43
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	112	0	53
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	102	2	61
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	105	0	60
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	88	5	72
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	109	0	56

(2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷(9-非該当)	男女共同参画配慮度への評価	チェック数
2/3超	十分に配慮した	139
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当(※)	—	26
計		165

※非該当……未実施事業（中止などを含む）、配慮度チェックに適さないと思われるもの

●男女共同参画に配慮した具体的内容

項目1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

【目標1】

(No.12/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

- ・平成26年の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、父子家庭の父の就業相談も含まれるようになったため、父子家庭が対象となる制度については、「ひとり親（母子・父子）」と表記して周知している。

(No.13/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・仕事をしている保護者（父親・母親）からの相談に対応するため、相談対応時間に幅を持たせるなどして対応した。

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・虐待防止センター担当者を男性2名、女性2名体制として、男性、女性の視点を取り入れた対応をしている。

(No.58/図書館における関連図書の収集及び提供/中央図書館)

- ・図書館蔵書の選定会議には、男女ともに参加している。また、利用者からの購入リクエストからの収集も行っている。

(No.61/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査は、実施医療機関ごとに環境や状況が異なるが、北区医師会の各医療機関に協力を得て実施している現状である。
- ・特定保健指導については、利用された方からの意見を出来る範囲で保健指導の委託先に反映させることが出来た。

【目標2】

(No.90/情報誌を活用した情報提供/産業振興課)

- ・取材対象者は代表者や賞の受賞者であったが、編集会議において意見を聴取した。

(No.95/親育ちサポート事業（NP講座）/子ども未来課)

- ・男性職員および女性職員で意見交換をしながら事業を実施した。

(No.121/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・男女問わず参加しやすいように、可能な限り配慮した。

(No.128/待機児童の解消/子ども未来課、保育課)

- ・子育てに対する不安解消や経済的負担を解消するため、待機児童解消を推進することは、子育て中の方はもちろん、今後に子育てを考えている方の注目するところであり、男女問わず大きな期待が寄せられている。男女問わず保育サービスの拡充は求められており、本事業は男女双方の意見を反映したものとなっている。

(No.129/延長保育・休日保育の実施/保育課)

- ・保育を必要とされる方の就労体系に応じて、お子さんを保育園に預けられるようにすることは、男女共同参画の社会を推進するうえで欠かせないものである。男女を問わず、保育サービスの拡充は求められており、本事業は、男女双方の意見を反映したものとなっている。

(No.132/放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実/子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、すべての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

【目標3】

(No.151/就職支援事業/産業振興課)

- ・ 女性については多様な雇用形態（正社員・パート等）での就職ができるよう、個人の実情と希望に合わせたセミナーの内容になるよう配慮した。

【目標4】

(No.171/北区教育広報紙「くおん」の発行/教育政策課)

- ・ くおんの編集及び発行は、北区教育委員会広報編集委員会を設置し行っている。女性・男性双方の意見を聞くことができるように、女性と男性のバランスを考慮して、編集委員会の委員の選出を行った。

(No.172/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ 内容を検討するにあたり男女ともに意見を聞いた。

(No.173/固定的性別役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・ 保育園職員は、職員課、東京都、東京都社会福祉協議会、日本保育協会などのさまざまな専門研修が充実しており、絶えず人権の尊重について、指導されている。各保育園についても、子ども一人ひとりの対応について、日々話し合いを行い、固定的な役割分担にとらわれないよう努めている。

(No.175/性教育のモデル授業実施/教育指導課)

- ・ 授業内容を検討するにあたり男女ともに意見を聞いた。

(No.177/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ いじめや不登校など、児童、生徒の心に起因する相談については学校や家庭との連携を図りながら、心の傷を増やさないよう細心の注意を払って対応した。また、必要に応じて土曜授業日を相談日に設定するなど初期対応を迅速に行うように配慮した。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 仕事をしている保護者(父親・母親)からの相談に対応するため、相談対応時間に幅を持たせるなどして対応した。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 展示資料については「スペースゆう」作成リストに加え、図書館職員が選定している。図書館職員選定分については男女の職員が行った。

(No.184/「家族ふれあいの日」推進事業/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 行事の実行委員には、男女問わずメンバーとし、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

(No.185/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 企画にあたり、講座の内容に応じて、対象者の参加しやすい曜日や時間帯を考慮した。

(No.186/おはなし会の開催/中央図書館)

- ・ おはなし会の開催については担当係の男女職員により企画立案している。

(No.192/文化センター事業等/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 全講座共通で、対象に合わせた開催曜日、時間帯に開催した。
- ・ 区企画員講座では、男性・女性の区別なく広く企画員を募り、意見交換を行った

(No.196/計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定/防災・危機管理課)

- ・ 東京都北区地域防災計画改定に係る防災会議を2回開催した。54名中9名の女性委員からなる防災会議の委員構成により、男女双方の視点に配慮した検討を実施している。

項目2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

【目標1】

(No.13/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 両親が協力しあって子育てにつなげられるよう、父親と母親というそれぞれの役割ではなく、両親が同じ立場で子育てに取り組むことができるようなスタンスで相談に応じた。

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 虐待通報を受けての事実確認調査の際には、男性担当者と女性担当者で行うようにしている。

(No.58/図書館における関連図書の収集及び提供/中央図書館)

- ・ 図書館の蔵書は、利用者の知る権利を守るため分野に偏ることなく、また、各分野においては中立性を重要視しており多様な立場で書かれた資料を幅広く収集することを旨としている。本項目に関する分野についても同様に行っている。

【目標2】

(No.90/情報誌を活用した情報提供/産業振興課)

- ・ 商店、事業者を取上げるにあたり、男性向けまたは女性向けにならないような記事にしている。

(No.95/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

- ・ 自分に合った子育ての仕方を学ぶためのプログラムで、参加者がお互いの価値観を尊重しあうことを重視して進めている。

(No.111/母子・父子家庭自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・ 申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種の種類を広げるよう助言している。

(No.121/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・ 男親・女親にとらわれず、お互いの悩みを打ち明け相談しあう機会をつくるよう配慮した。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.171/北区教育広報紙「くおん」の発行/教育政策課)

- ・ 掲載する記事を選定する際は、性別を限定した記事にならないよう常に意識して選定を行った。

(No.172/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ いじめは男女の性別によるものではないため、男女に関係なく実施した。

(No.175/性教育のモデル授業実施/教育指導課)

- ・ 女性らしく男性らしくではなく自分らしくということを伝え、LGBT視点も盛り込んでいる。

(No.177/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談に応じる中で「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる相談者に対しては、相談者の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするように心掛けた。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談に応じる中で「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる相談者に対しては、相談者の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするように心掛けた。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 図書館の蔵書は、利用者の知る権利を守るため分野に偏ることなく、また、各分野においては中立性と多様な立場で書かれた資料を幅広く収集することを旨としている。本項目に関する分

野についても同様に行っている。本項目の展示についても同様に配慮している。

(No.185/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 高度な学習機会を提供することにより、固定的な性別役割分担意識などにとらわれることなく、変化する社会に対応しながら自分らしく生きていくための学びの場とした。

(No.186/おはなし会の開催/中央図書館)

- ・ 土日開催により、母親だけでなく、父親や祖父・両親と参加する子どもが増えている。従事するボランティアに対しては、絵本やお話を選ぶ際に、主人公の性別バランスなど性別役割分担意識への配慮を行うよう研修の際などに機会をとらえて伝えている。

(No.192/文化センター事業等/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 子育て支援、家庭教育をテーマとした講座の場合は、父親、母親という言葉に限定せずに、「子育て中の保護者、関心のある方」などの表現を用いた。

(No.196/計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定/防災・危機管理課)

- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず多様な視点での議論を実施した。

項目3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

【目標1】

(No.13/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談時間は両親が一緒に来所できるような時間を設定するよう心掛けた。また、調整が整わない場合には行き違いが生じないように相談内容を記した資料を提供するなど、家庭内での共通理解につながるよう配慮した。

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 虐待通報を受けての事実確認調査の際には、男性担当者と女性担当者で行うようにしている。
- ・ 虐待防止啓発講演会の開催に当たり、平日会社などに勤めている男性・女性が参加しやすいよう、夜間開催を行った。

(No.58/図書館における関連図書の収集及び提供/中央図書館)

- ・ 関連書籍については、児童書・一般書・YA（中高校生）向け資料と対象年齢ごとの区分及び主題ごとに分類した上で配架している。性別により利用が阻害される要素はなく、また、テーマ展示の際など機会をとらえて性に関する学びに資する資料を展示している。
- ・ 中央図書館・分室においては自動貸出機を配置し、人目を気にせず資料の貸出ができる。

(No.61/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定健康診査は、国保の資格・年齢で対象者が決定するため、性別にはとらわれていない。
- ・ 特定保健指導についても、特定健康診査を受診し、保健指導判定値に該当した方が、対象者となる。そのため、性別にとられることはない。

【目標2】

(No.95/親育ちサポート事業（NP講座）/子ども未来課)

- ・ 土曜日開催のパパ向けNP及び土曜日NPを実施した。すべてのプログラムで託児を実施した。

(No.111/母子・父子家庭自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、母子家庭のみではなく、父子家庭も対象となったため、区ホームページ上でも、「ひとり親家庭」の名称で周知している。

(No.112/生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業/生活福祉課)

- ・ 面談等の日程を、可能な限り夜間及び週末に設定した。

(No.120/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)

- ・ 面接相談のほか、電話やメールによる相談受付も行っている。また、令和2年度からオンライン相談を導入し、多様な相談体制を整備した。

(No.121/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・ 男親・女親にとらわれず、お互いの悩みを打ち明け相談しあう機会をつくるよう配慮した。

(No.125/子育て相談応援事業/子どもわくわく課)

- ・ 児童館・子どもセンターに来館して相談する以外に、電話相談も行っている。

【目標3】

(No.155/起業家支援事業/産業振興課)

- ・ セミナーの開催にあたり、勤労者、子育て中の方でも参加しやすいようにオンライン形式とした。

【目標4】

(No.172/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全生徒・児童に実施した。

(No.175/性教育のモデル授業実施/教育指導課)

- ・ 事前に保護者への授業内容の周知を実施し理解を促した。

(No.177/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 仕事をしている保護者からの相談に応じ易くするため、スクールカウンセラーの勤務時間を柔軟に変更するなど、相談者のニーズに配慮した。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/)

- ・ 仕事をしている保護者からの相談に応じ易くするため、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を柔軟に変更するなど、相談者のニーズに配慮した。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 性別により立ち寄りにくいことがないよう、展示場所については、利用者の目につき誰もが利用しやすい総合フロアで実施している。中央図書館・分室においては自動貸出機を配置し、人目を気にせず資料の貸出ができる。

(No.184/「家族ふれあいの日」推進事業/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ イベントの開催にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすいよう開催日・時間・に配慮した。

(No.185/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 性別を問わず取り組めるテーマや条件設定（曜日・時間帯等）について配慮した。

(No.186/おはなし会の開催/中央図書館)

- ・ 性別により立ち寄りにくいことがないよう、展示場所については、利用者の目につき誰もが利用しやすい総合フロアで実施している。中央図書館・分室においては自動貸出機を配置し、人目を気にせず資料の貸出ができる。

(No.192/文化センター事業等/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 着替えがあるなど配慮が必要な場合を除いて、講座名や対象に「男性」「女性」という表現を用いずに開催した。
- ・ 広く多くの方の参加を募る講座は、土曜日、日曜日の日中に開催した。
- ・ オンライン講座を開催し、自宅にいながら受講できる環境を整えた。

(No.196/計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定/防災・危機管理課)

- ・ 会議開催にあたり、各委員が出席しやすいよう開催日や時間等を配慮した。

(No.209/育児の日及びノー残業デーの設定/職員課)

- ・ 育児休業等の両立支援制度について女性・男性に関わらず全庁宛てに情報発信を行った。

項目4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

【目標1】

(No.12/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

- ・ 法や制度により、対象者が女性に限定されている場合は、その旨を明記した。父子家庭の父も利用できる事業制度等については、「ひとり親（母子・父子）」と表記している。

(No.13/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 性別にとらわれない表現として、リーフレットには花や木のイラストを取り入れるように配慮した。

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、知的障害者にもわかりやすいよう、振り仮名入りで作成した。

(No.61/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定健康診査および特定保健指導についても、パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

(No.48/障害者の差別解消と理解促進/障害福祉課)

- ・ 配布しているハンドブックについては男女両方描かれているもの選定している。

【目標2】

(No.90/情報誌を活用した情報提供/産業振興課)

- ・ 商店、事業者を取上げるにあたり、男性向けまたは女性向けにならないような記事にしている。

(No.116/児童育成手当の支給/No.117/児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給/子ども未来課)

- ・ パンフレットやチラシの作成にあたっては、性別にとらわれない表現となるよう配慮した。

(No.118/生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業/子ども未来課)

- ・ 性別にとらわれず、対象となる生徒が参加しやすい内容になるよう心掛けた。

(No.120/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)

- ・ パンフレット作成にあたっては、男女とらわれず相談しやすい表現となるよう配慮した。

(No.121/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・ 参加の申請書類等作成においては性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

(No.125/子育て相談応援事業/子どもわくわく課)

- ・ 家族で子どもを育てているイラストをパンフレットに使用した。

(No.129/延長保育・休日保育の実施/保育課)

- ・ 保育園の利用案内や事業のチラシなど、性別にとらわれるような表現はなく、イラストなどは、男女双方を描いている。

(No.132/放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実/子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・ パンフレット等作成時には、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

(No.130/病児・病後児保育の実施/保育課)

- ・ 区民向けリーフレット「北区病児・病後児保育のご案内」中の女性保育士が子どもを保育しているイラストを、男女の区別がわからない動物のイラストに変更した。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.171/北区教育広報紙「くおん」の発行/教育政策課)

- ・ 児童等のイラストを掲載する際は、男女両方のイラストを使用し、身長差等の体格的な違いがないように配慮した。

(No.172/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ 性別に関わらないデザインにした。

(No.173/固定的性別役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・ 保育園で作成するチラシは、性別にとらわれるような表現がないよう十分配慮している。

(No.175/性教育のモデル授業実施/教育指導課)

- ・ 男女の内容、LGBTにも触れる授業内容にしている。

(No.177/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 「カウンセラーだより」などのお知らせには不適切な表現や相手の気分を害するような表現がないよう、各学校の校長に確認を依頼し、万全を期すよう心掛けた。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 性別にとらわれない表現として、リーフレットには花や木のイラストを取り入れるように配慮した。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・ ブックリストについては、性別にとらわれない表現としている。

(No.184/「家族ふれあいの日」推進事業/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ チラシには、性別にとらわれない表現を使うよう意識した。

(No.185/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 受講者募集チラシ作成にあたって、文言・イラスト等性別にとらわれない表現に配慮した。

(No.186/おはなし会の開催/中央図書館)

- ・ おはなし会のチラシには、性別にかかわらない表現を用いている。

(No.192/文化センター事業等/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 原則、男女の別なくイラストを用い、講座名やリード文等においても性別にとらわれない表現を用いている。

項目5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

【目標1】

(No.13/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談者への対応は男女で分けることなく、母親でも父親でも同じように対応した。

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 窓口や電話での相談やケース対応では、すべての事案に公平、平等に対応している。

(No.58/図書館における関連図書の収集及び提供/中央図書館)

- ・ 利用者登録に際しては、男女の記載要件がなく、性別による区分は行われていない。また、日常業務においても常に性別にかかわらず均一のサービスを提供している。また、代理人による申請や更新については、同姓パートナーによるものも含め可としている。

(No.61/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに個別性が高いため、会場設営等ではプライバシー保護の面からも、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応する配慮をとっている。

【目標2】

(No.95/親育ちサポート事業 (NP 講座) /子ども未来課)

- ・ 男性・女性に関わらず参加者同士の交流が行えるように実施した。

(No.120/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)

- ・ 専門相談員が相談内容に応じて適切な助言を行い、また、必要な情報提供を行った。

(No.121/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・ 男親・女親関係なくひとり親である方々に対して事業を実施した。

(No.125/子育て相談応援事業/子どもわくわく課)

- ・ 児童館職員に対して、専門相談員による研修を行い、相談者への対応の仕方をレクチャーした。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.172/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全児童・生徒を対象に実施した。

(No.175/性教育のモデル授業実施/教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全児童・生徒を対象に実施した。

(No.177/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ スクールカウンセラー研修などの場を通じて、相談者の性別、年齢、立場などで差をつけることがないよう、その都度確認を行い、基本に忠実な相談となるよう心掛けた。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談者への対応は男女で分けることなく、母親でも父親でも同じように対応した。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 利用者登録に際しては、男女の記載要件がなく、性別による区分は行われていない。
- ・ 日常業務においても常に性別にかかわらず均一のサービスを提供しているが、本項目についても同様に実施している。

(No.184/「家族ふれあいの日」推進事業/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 親子参加の講座を開催する際、母親だけではなく父親も対象であることを口頭・チラシ等で明確にした。

(No.185/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ受け入れをした。

(No.186/おはなし会の開催/中央図書館)

- ・ おはなし会の事前 PR、当日の参加の呼びかけ、実施中の参加者への呼びかけにおいて男女による区別をせず同様に行っている。

(No.192/文化センター事業等/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 子ども向けの講座で、好きな教材を選んでもらう際、特に指定せずに自由に好きな色や形の教材を選んでもらった。

(No.196/計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定/防災・危機管理課)

- ・ 会議開催に向けて事務局の職員として、性別役割分担を前提とした検討とならないよう、多様な視点による検討を行うようにした。

(No.209/育児の日及びノー残業デーの設定/職員課)

- ・ 育児休業等の両立支援制度について女性・男性に関わらず全庁宛てに情報発信を行った。

項目6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

【目標1】

(No.12/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

- ・ 女性相談・母子相談は、性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子・父子自立支援員（女性）が対応している。

(No.13/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 女子児童・生徒の健康面や身体面に関する相談の際には女性相談員が対応するよう配慮した。

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 性的虐待事案のケースや身体的虐待事案で身体状況の確認を要する場合などでは、被虐待者と同性の職員を担当につけ、対応するようにしている。

(No.58/図書館における関連図書収集及び提供/中央図書館)

- ・ 資料相談（レファレンス）等の場面において、利用者から職員の性別指定の対応を依頼された場合は対応できる体制としている。

【目標2】

(No.95/親育ちサポート事業（NP 講座）/子ども未来課)

- ・ プログラムのファシリテーター（進行役）は参加者と同性にした。

(No.112/生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業/生活福祉課)

- ・ 担当を男女各1名配置しており、相談が必要な場合は母子家庭・父子家庭や男児・女児いずれでも対応できる体制とした。

(No.118/生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業/子ども未来課)

- ・ 女子児童が女性の講師を希望した場合、希望に添えるよう、個別指導の組み合わせを配慮した。

(No.125/子育て相談事業/子どもわくわく課)

- ・ 専門相談員はすべて女性であるが、各館・センターに配属された職員（男女共）が相談に応じた。

【目標3】

(No.151/就職支援事業/産業振興課)

- ・ 女性参加者の健康相談等を受ける際、女性相談員が対応できるように体制を整えた。

(No.152/くらしと仕事相談センター事業/生活福祉課)

- ・ 男女の職員を複数配置し、相談員の性別に特定の希望がある場合は、希望に応じられるように体制を整えた。

【目標4】

(No.177/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 男性スクールカウンセラーが女子児童・生徒の身体面を含んだ相談に応じる際には、女性の養護教諭や担任教諭に協力を依頼するなどし、相談しやすい環境整備や配慮を心がけた。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 女子児童・生徒の健康面や身体面に関する相談の際には女性相談員が対応するよう配慮した。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・ 資料相談（レファレンス）等の場面において、利用者から職員の性別指定の対応を依頼された場合は対応できる体制としている。

(No.186/おはなし会の開催/中央図書館)

- ・ 緊急事態の場合、男女いずれの職員・委託事業者が対応できるよう人員を配置している。

(No.192/文化センター事業等/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 講座全般において、必要に応じて男性職員、女性職員が対応できるよう体制を整えている。

項目7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

【目標1】

(No.13/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外、可能な限り両親揃っての相談に応じるように心掛けた。

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 虐待者・被虐待者とも男性もいれば女性もいて、区別することもなく虐待防止に向けて対応している。

(No.48/障害者の差別解消と理解促進/障害福祉課)

- ・ 障害者の理解促進のためのハンドブックを男女の別なく配布している。

(No.58/図書館における関連図書の収集及び提供/中央図書館)

- ・ 利用者登録に際しては、男女の記載要件がなく、性別による区分は行われていない。また、日常業務においても常に性別にかかわらず均一のサービスを提供している。

(No.61/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに、国保の資格・年齢で対象者が決定するため、性別にはとらわれずに実施している。

【目標2】

(No.90/情報誌を活用した情報提供/産業振興課)

- ・ 情報提供にあたって男性向けまたは女性向けにかたよらないよう意識している。

(No.95/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

- ・ パパ向けおよびママ向けに講座を実施した。

(No.120/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)

- ・ 電話や面接だけでなくメール相談も取り入れるなど、相談員へ相談しやすくなるよう考慮した。

(No.121/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・ 男親・女親関係なくひとり親である方々に対して事業を実施した。

(No.125/子育て相談事業/子どもわくわく課)

- ・ 性別に関係なく相談を受け付けた。

(No.132/放課後児童健全育成(学童クラブ)の充実/子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・ 行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、すべての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.171/北区教育広報紙「くおん」の発行/教育政策課)

- ・ 掲載内容については、原則性別を限定する内容がないため、女性・男性の双方に差異なく掲載内容の周知を行うことができた。

(No.172/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ 性別に関わらず、全生徒・児童に実施した。

(No.175/性教育のモデル授業実施/教育指導課)

- ・ 男女双方について平等に触れるように配慮した。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外、可能な限り両親揃っての相談に応じるように心掛けた。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・ 利用登録に性別要件がなく、貸出情報についても男女別統計がないため、男性女性の利用状況は確認できないが、展示については体感として男女の別なく閲覧している様子が見られる。

(No.185/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ受け入れをした。

(No.186/おはなし会の開催/中央図書館)

- ・ 父親、祖父等男性保護者との参加が頻繁にみられる。

(No.209/育児の日及びノー残業デーの設定/職員課)

育児休業等の両立支援制度について女性・男性に関わらず全庁宛てに情報発信を行った。

項目8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

【目標1】

(No.30/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 相談・通報・届出受付票に性別欄を設け、集計可能としている。

(No.58/図書館における関連図書の収集及び提供/中央図書館)

- ・ 利用登録に性別要件がないため、数値的には男性女性の利用状況は確認できないが、窓口業務の体感においては、利用状況に性別による偏りは見られない。

(No.61/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに、事業評価のために実績データを作成している。(検査項目によっては男女別の標準値が設定され、その結果によって健診結果の判定や保健指導の対応も変化する。)

【目標2】

(No.95/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

- ・ 受講者アンケート、参加人数

(No.112/生活困窮・ひとり親家庭等の小学生への学習支援事業/生活福祉課)

- ・ 参加実績(人数・性別等)

(No.120/ひとり親家庭向け相談事業/No.121/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流会/No.125/子育て相談事業/子ども未来課)

- ・ 相談件数

【目標3】

(No.155/起業家支援事業/産業振興課)

- ・ セミナーの参加者アンケート。

【目標4】

(No.172/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ Q-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)調査の結果、いじめ相談の件数

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・ 利用登録に性別要件がなく、貸出情報についても男女別統計は存在しないため、利用状況は確

認できない。

(No.186／おはなし会の開催／中央図書館)

- ・ 実施中の参加者への呼びかけにおいて男女による区別をせず同様に行っている。絵本やお話の内容について、内容や主人公における性別バランスなどに配慮している。

(No.192／文化センター事業等／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 講座別の参加者データ
- ・ 年度別の参加者データ
- ・ 参加者アンケート

項目9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

【目標1】

(No.13／教育相談事業／教育総合相談センター)

- ・ 「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる相談者に対しては、相談者の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするように心掛けた。

(No.30／障害者虐待防止対策の推進／障害福祉課)

- ・ 虐待防止センターのスタッフは男女の職員を配置し、協働で対応している。

(No.58／図書館における関連図書の収集及び提供／中央図書館)

- ・ 展示資料の選定については性別的役割にとらわれず、男女職員で実施した。資料の貸出等についても男女職員・委託スタッフにて実施した。

(No.61／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに個別性が高いため、会場設営等ではプライバシー保護の面からも、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応する配慮をとっている。今後も関係機関と意見交換、情報共有を重ね、対象者に十分配慮しながら事業を推進していく。

【目標2】

(No.121／ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業／子ども未来課)

- ・ 男親・女親関係なくひとり親である方々に対して事業を実施した。

(No.128／待機児童の解消／No.129／延長保育・休日保育の実施／子ども未来課、保育課)

- ・ 保育園は、お子さんを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う施設であるため、男性・女性に関わらず、子育て世帯に有益となるサービスの提供を推進している。

(No.132／放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実／子どもわくわく課・子ども未来課)

- ・ 行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、すべての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

【目標3】

なし

【目標4】

(No.173／固定的性別役割分担にとらわれない保育活動／保育課)

- ・ 保育園は、お子さんを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う施設であるため、男性・女性に関わらず、子育て世帯に有益となるサービスの提供を推進している。

(No.175／性教育のモデル授業実施／教育指導課)

- ・ 男女の内容、LGBTにも触れる授業内容にしている。

(No.177/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談時間をご両親が共に来所できるような時間を設定するよう心掛けた。また、調整が整わない場合には行き違いが生じないように、相談内容を記した資料を提供するなど、家庭内での共通理解につながるよう配慮した。

(No.178/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談時間をご両親が共に来所できるような時間を設定するよう心掛けた。また、調整が整わない場合には行き違いが生じないように、相談内容を記した資料を提供するなど、家庭内での共通理解につながるよう配慮した。

(No.181/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・ 展示資料の選定については性別的役割にとらわれず、男女職員で実施した。展示の運営についても男女職員・委託スタッフにて実施した。

(No.184/「家族ふれあいの日」推進事業/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 親子のイベントへの参加は、父親、母親にとらわれず、参加を促した。

(No.185/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 受講者同士が経験を共有できるよう配慮した。

(No.192/文化センター事業等/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 企画員講座では、男女の別なく全員が何等かの役割があり、活躍できるよう働きかけをおこなった。

(No.196/計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定/防災・危機管理課)

- ・ 防災会議の委員構成として、委員に女性を多く選出するよう配慮し、多様な視点での議論結果を計画に反映できるよう推進した。

2. 今後の取組み

(1) 第6次アゼリアプラン策定の経緯

第1章に記載のとおり、北区では、「北区男女共同参画条例」に基づき、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた基盤整備を行うため、男女共同参画施策の総合的な推進を図るための行動計画である「アゼリアプラン」を策定し、様々な取組みを推進しています。

平成27年(2015年)3月に策定した「第5次アゼリアプラン」(平成27年度～平成31年度)の計画期間の終了に伴い、令和2年度からの五か年の計画として令和2年(2020年)3月に「第6次アゼリアプラン」を策定しました。

この計画は、平成30年度(2018年度)に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」を基礎資料とし、区長の附属機関である「北区男女共同参画審議会」から令和元年(2019年)5月に示された答申を踏まえ、全庁的な策定体制により施策の検討を行いました。その後、令和元年(2019年)11月に取りまとめた「北区男女共同参画行動計画(第6次アゼリアプラン)中間のまとめ」(案)に対するパブリックコメント(意見募集)の実施や、北区男女共同参画審議会の審議や区議会からの意見聴取を経て、本計画を策定しています。

第6次アゼリアプランでは、第5次アゼリアプランの骨子を基本的に継承しながらも、社会状況等の変化を踏まえ、新たな課題も積極的に取り入れてより実効性のある内容とし、女性の活躍に関する取組みを加えて4つの目標を掲げています。

計画がめざす地域社会の姿

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
- (2) ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会
- (3) あらゆる分野で女性が活躍する地域社会
- (4) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

なお、アゼリアプランの実効性を高めるため、計画の進捗状況の確認と評価を行う評価システムについては、引き続き実施していきます。

また、計画に掲げた課題の解決に向けて、毎年度「重点取組」を選定し、課題解決に向けた取組を進めていきます。

※第6次アゼリアプランについては、詳しくはホームページ等をご覧ください。
<http://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/azeleaplan-6.html>

(2) 第6次アゼリアプラン 令和6年度重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題	取 組	内 容
1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	相談事業の充実	こころと生き方・DV相談、女性のための法律相談、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、DVIに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。
2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3 生涯を通じた心と体の健康支援	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。
4 性の多様性の理解促進	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発、情報提供を行うとともに区職員に対する研修等を行います。

目標2 ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

課 題	取 組	内 容
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発	男性が子育てや家事に主体的に参画するため、自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座の開催をはじめ、男女が共に担う子育ての環境づくりを行います。
2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭等の困難を抱える家庭へ各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。

目標3 あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

課 題	取 組	内 容
1 女性活躍のための環境整備	職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する意識の向上を図るため、講座やパンフレット・情報誌等による啓発を行います。また、区職員に対する研修を行います。
2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	再就職のための支援	再就職のために必要な知識・情報を提供する講座等を関係機関と連携して実施します。
3 意思決定過程への女性の参画推進	町会・自治会等地域社会における女性リーダーの育成支援	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座やパンフレット・情報誌等による情報提供により、意識啓発を行います。

目標4 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題	取 組	内 容
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	小・中学校、幼稚園、認定子ども園、保育園での意識啓発	保育園をはじめとする学校教育現場における人権や男女共同参画についての意識啓発に努めます。
2 日常生活における男女共同参画の推進	女性参画の促進と女性防災人材の育成	男女双方の視点に配慮した防災対策を策定するとともに、男女共同参画の視点を活かした防災セミナーを実施し、女性防災人材の育成を進めます。

計画を推進するためのしくみ

課 題	取 組	内 容
1 区の推進体制の充実	幅広い区民参加の推進	多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、各種事業を効果的に実施します。
2 区民・関係機関等との連携・協働	関係機関、地域団体、NPO等との連携	北区男女共同参画推進ネットワークやスペースゆう登録団体等との連携を強化し、関係機関、地域団体、NPO等の地域団体との協働事業を通じて、男女共同参画の取組みを推進します。

第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

1. 令和4年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

令和4年度の苦情等の申出は、0件でした。

2. 令和4年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況

令和4年度は未開催。

■参考資料■

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が

確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。

三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。

四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。

二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。

三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。

五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

（性別による権利侵害の禁止）

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行つてはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行つてはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するため

の拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
 - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
 - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
 - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものの中から区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
 - 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
- 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
- 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者の中から、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン
事業実績報告書【令和4年度】

★発行 令和5年11月
北区総務部多様性社会推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号
5-1-083



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク